

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

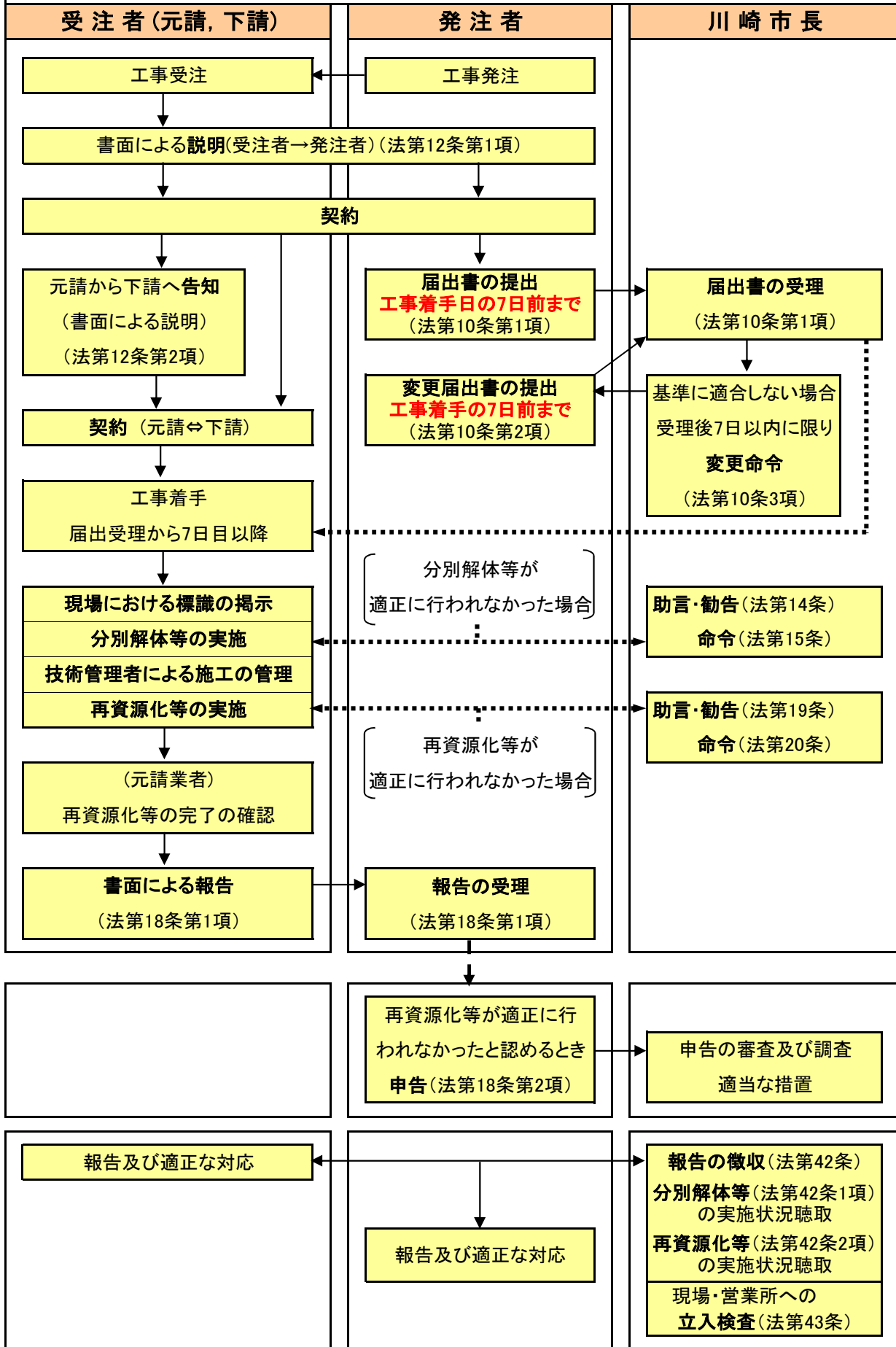
(建設リサイクル法)

届出ガイド

令和 6 年 1 月

川 崎 市

建設リサイクル法 手続き等の流れ



法…建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

届出工事について

- 発注者は、工事着手 **7 日前**（仮設工事を含む）までに届出書を提出しなければなりません。

窓口や郵送のほか、川崎市ホームページ「オンライン手続きかわさき」から届出できます。ただし、**閉庁時間以降に到達したものは、翌開庁日の受付となりますので余裕をもって発送、電子申請してください。**

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「**建設リサイクル法**」という。）に基づく **届出** は次の対象建設工事について提出義務があります。

建築物の 解体 工事	80㎡以上 (床面積の合計)
建築物の 新築・増築 工事	500㎡以上 (床面積の合計)
建築物の修繕・模様替等工事 (リフォーム工事)	1億円以上 (請負代金の額(消費税込))
建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)	500万円以上 (請負代金の額(消費税込))

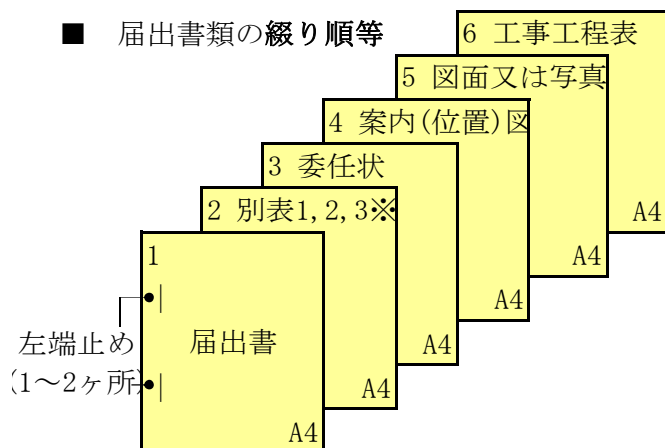
- ☐ 特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルトコンクリート、木材）を使用する工事が対象建設工事です。
- ☐ 複数箇所の建設工事を同一契約で行う場合は、それらを合算して届出対象工事となることがありますので事前にご相談下さい。

川崎市の届出等窓口

- **建築物等(敷地内の土木工事等を含む)** に関すること
まちづくり局 指導部 **建築管理課** 電話 044(200)3088
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎18階
- **土木工事等(建築物に係る工事は除く)** に関すること
建設緑政局 総務部 **技術監理課** 電話 044(200)2764
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎17階
- **再資源化等** に関すること
環境局 生活環境部 **廃棄物指導課** 電話 044(200)2594
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎20階

書類の提出方法（窓口及び郵送の場合）

- 発注者は、工事着手 **7日前※**（仮設工事を含む）までに、**川崎市長**あてに届出てください。**※郵送は17時15分到着分まで**
※ 建築物の敷地外の土木工事等は、建設緑政局総務部技術監理課へ届出
- **届出書類** は **正本** と **写し** の **2部** 提出してください。
※審査後、写しは受付番号を付して返却します。
- **代理者が届け出る場合は委任状が必要です（様式は任意）。**



1 届出書

2 別表 1 ～ 3

別表1：建築物の解体工事

該当するもの全て

別表2：建築物の新築・増築・リフォーム工事

別表3：土木工事等

3 委任状：持参する方への委任が解るもの

4 案内図：対象となる建物・工事位置等が解るもの

5 図面又は写真（図面はA 3 でも可）

・配置図、平面図、立面図 を各1枚

・解体、土木工事等で図面に代え外観写真とする場合は2面以上

6 工程表：工事着手・工事完了予定日（届出書と一致）を明示

届出様式等の取得方法

- 川崎市役所の届出窓口で配布
- 川崎市のホームページからダウンロード <http://www.city.kawasaki.jp>

ダ
ウ
ン
ロ
ー
ド
手
順

「川崎市 トップページ」

➡ 「くらし・手続き」

➡ 「まちづくり」

➡ 「建築」

➡ 「建築・宅地に関する決まりごと」

➡ 「その他各種届出・認定等」

➡ 「建設リサイクル法の届出」

➡ 「1. 届出書等の記入」

➡ 「1-1 様式集」

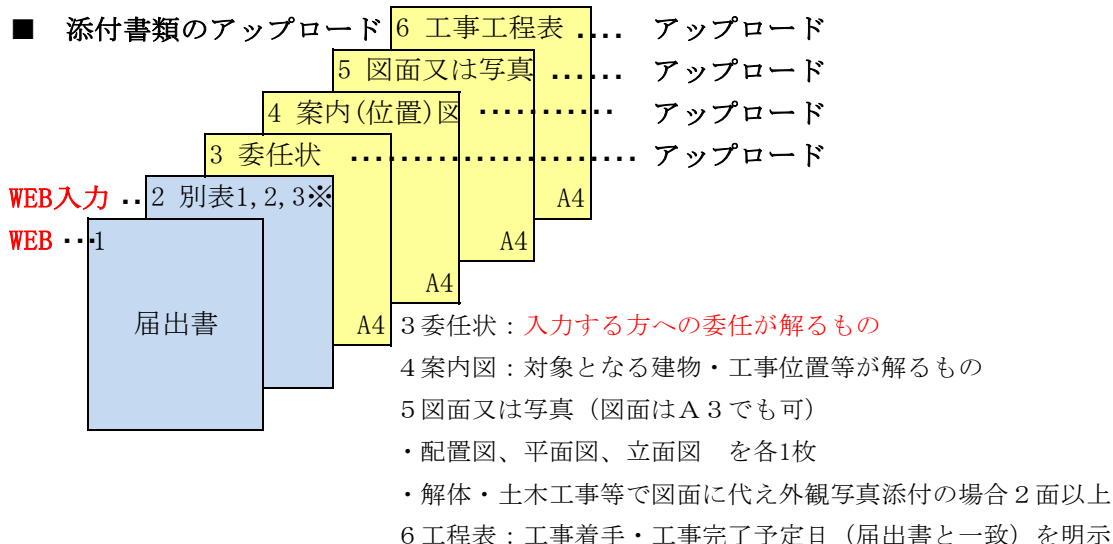
書類の提出方法（電子申請の場合）

- 発注者は、工事着手 **7日前※**（仮設工事を含む）までに、**川崎市ホームページから申請してください。**※17時15分入力分まで

- **届出書類**の1届出書・2別表は **WEB上で入力してください。**
また、添付書類3～6は事前に用意し**アップロード**してください。

※ 審査後、完了のメールと別に受付済シールを送信します。
再度ログインしてマイページの申請履歴・委任状の確認の申請履歴一覧から届出書、別表を画面印刷し、アップロードした資料とともに保存してください。

- 代理者が届け出る場合は**委任状**が必要です（様式は任意）。



【届出書及び別表1～3 WEB入力画面イメージ】

電子申請サイトとアップロード様式の取得方法

- 川崎市のホームページ「電子申請」
 - ➡ オンライン手続き一覧「ポータルサイトトップページ」
 - ➡ 申請できる手続き一覧「事業者向け手続き」
 - ➡ ごみ・リサイクル



URL：<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/823f8aee-c429-4e2f-b4de-c101ab4881ce/start>

※ 建築物の敷地外の土木工事等は、上記URLからの申請はできません。
建設緑政局所管の「建設リサイクル法に基づく届出（土木工事等（建築物に係る工事は除く））」から申請してください。

工事現場に掲げる標識 *元請業者・下請負人とも標識を掲示します。

■ 解体工事業者 の場合

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、**標識** を掲げなければならない。（建設リサイクル法 第33条）

解 体 工 事 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	株式会社 ○○○○工業
法人である場合の代表者の氏名	○○ ○○
登録番号	(登-○○)第○○○号
登録年月日	○○年○○月○○日
技術管理者の氏名	○○○○ シール → 

← 35cm以上 →

↑
25
cm
以
上
↓

■ 建設業者 の場合

建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、**標識** を掲げなければならない。（建設業法 第40条）

建 設 業 の 許 可 票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
許可を受けた建設業			
一般建設業又は特定建設業の別			
許可番号	国土交通大臣・ 知事 許可（-）第 号		
許可年月日	シール → 		

← 35cm以上 →

↑
25
cm
以
上
↓

届出済シール

届出書の受付時に「**届出済シール**」をお渡しします。

※電子申請の場合メールで送信しますので印刷願います。

解体工事 は **施工業者** の **標識** に、

その他の工事 は **元請業者** の **標識** にシールを貼ってください。

届出済
シール